

通勤費・交通費支給規則

特定非営利活動法人おもしろ科学たんけん工房（以下「本法人」と記す）の交通費支給に関し次の通り定める。

（基本原則）

1. 本法人の正会員・または正会員でない役員が本法人の事業に従事し、または本法人のために直接貢献する仕事に携わるために、通勤交通費または業務上の旅費・交通費を要する場合は、本人が特に辞退する場合を除き、その実費の半額（片道相当分）を支給することとする。

（公共交通機関を使用する場合の原則）

2. 通常考えられる最短の経路を利用するものとして実費を計算する。但し特に事情がある場合は代表理事が認めた経路で計算する。

（特急・急行などの利用）

3. 片道100kmを超える旅程で、通常一般に利用されている特急・急行料金を要する場合はその実費を支給する。

（自家用車の利用）

4. 通常の公共交通機関を利用することが、事実上不可能な場合または、自家用車を使用する事で時間が大幅に短縮される場合、もしくは、荷物や他の会員等を運ぶ必要がある場合、代表理事の事前の承認により個人の自家用車の使用をみとめ、別表1により算出した金額の半額を補填する。但し事故に関する責任はすべて個人が負うものとする。

（タクシーの利用）

5. 特に事情がある場合、タクシー代を支給する。但し原則として代表理事の事前の承認と領収書の提出を必要とする。

（この規則の準用）

6. 本法人の準会員が本法人の業務に従事する場合、この規定を準用する。

（適用除外）

7. 本法人の有給事務職員、パートタイムの有給事務補助者については、別途雇用契約により定める。

2 その他代表理事が特に本法人の業務を委託したもの。

（特例）

8. 本法人の業務のうち、特定業務従事者については、交通費につき補助を行うこととし、その詳細は理事会で定める。

（疑義の取り扱い）

9. この規程に定めなきケース、または適用に疑義が生じた場合は、その都度代表理事が定める

（この規程の改廃）

10. この規程の改廃は、理事会の承認ならびに総会への報告を必要とする。

付則1 この規則は、平成19年4月1日から適用する。

* * * * *

[別表1] 自家用車使用の場合の費用補填（通勤費の場合往復）

走行距離	補填額	高速道路代補填
① 10 km 未満につき	一律 300 円	支給せず
② 10km 以上～120km 未満につき	1km あたり 30 円	実費但し上限 1,000 円（領収書要す）
③ 120km 以上の部分につき	1km あたり 20 円	実費（領収書要す）

- [例] ① 6 km の場合 300 円
 ② 26 km の場合 300 円+16km×30 円/km=780 円
 ③ 156km の場合 300 円+110km×30 円/km+36km×20 円/km=4,320 円

(注) 平成18年9月4日 [別表1] 改定
 平成19年5月7日 本文改定